

評価者養成講習応募要件の具体的例示

※ 下記の要件 1～4 の例示に受講生の経歴が合致するかどうか確認してください。なお、あてはまらないが、それに相当すると判断される受講者を推薦する場合は、その判断理由を提示の上、要件 5 としてお申込みください。

要件 1 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者

例示番号	内 容
1	要領で定める福祉サービス現場（※1）で資格【注1】を有しその業務に専従している常勤職員及び当該福祉サービス現場において、資格を有しその業務に従事している非常勤職員（直接サービス現場同一事業所内での管理業務を除く）非常勤の場合は通算して常勤3年間（実日数540日以上）【注2】に匹敵する程度の業務経験がある者
2	要領で定める福祉サービス現場（※1）の管理・監督職（施設長、事務長等）に従事している常勤職員
3	下記【注3】に定める資格を有し、医療・保健業務現場（保健所、病院等）に従事する常勤職員（医療・保健現場同一事業所内での管理部門業務を除く）
4	福祉関係法令に定める相談業務に従事している常勤職員

【注1】ここでいう資格とは、別紙1-①のとおり

【注2】ここでいう「通算して常勤3年間（実日数540日以上）」とは、3年間の中で勤務実日数が540日以上あることを意味する。

【注3】ここでいう資格とは、医師・保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員

※1 要領で定める福祉サービス現場については、別添「社会福祉法（抄）」及び「介護保険法に規定される福祉サービス」を参照して下さい

例示番号	福祉分野の行政や社協、非営利団体の常勤職員（3年以上）で、現場経験（相談業務含む）はないが、福祉事業担当・福祉施策担当業務等を通じてサービス現場訪問先が30ヶ所以上あり、要領で定める福祉サービス提供を実際にしている現場を熟知している者
5-①	業務内容例示 ①福祉施設の指導検査業務を3年（サービス現場への訪問日時、訪問場所、訪問時の担当者名、訪問内容を記載したものを合わせて添付すること）
5-②	②苦情対応や福祉情報誌の発行等広報・公聴業務を3年（サービス現場への訪問日時、訪問場所、訪問時の担当者名、訪問内容を記載したものならびに成果物を合わせて添付すること）
5-③	③福祉施策に関する企画・計画業務を3年（サービス現場への訪問日時、訪問場所、訪問時の担当者名、訪問内容を記載したものならびに成果物を合わせて添付すること）

例示番号	民間企業や非営利団体の常勤職員等（3年以上）で、福祉の現場経験（相談業務含む）はないが、福祉関連事業の担当業務を通じてサービス現場訪問先が30ヶ所以上あり、現場を熟知している者
6-①	業務内容例示 ①市町村介護保険計画策定、地域福祉計画策定等の業務を3年（サービス現場への訪問日時、訪問場所、訪問時の担当者名、訪問内容を記載したものならびに成果物を合わせて添付すること）
6-②	②社会福祉に関する調査研究や情報提供業務を3年（サービス現場への訪問日時、訪問場所、訪問時の担当者名、訪問内容を記載したものならびに成果物を合わせて添付すること）

×・・施設整備事業業務を通じて、サービス提供前の土地や施設の訪問経験がある者は不可

例示番号	通算して常勤3年間（実日数540日以上）に匹敵する程度の業務量で、かつ、5年以上安定的・継続的に活動を行っている団体に所属して、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティア・コーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者を比較して考えるような活動に従事している者
7-①	業務内容例示 ・民間相談機関の福祉サービスに関わる相談員のボランティアを週1回、10年間など（活動内容実績について、年間の件数及び活動内容を合わせて添付すること）
7-②	・「身体障害者施設の第三者委員」を月2回、5年間など（活動内容実績について、年間の件数及び活動内容を合わせて添付すること）

※単に経験年数や時間だけを要件にするのではなく、評価につながる経験であり、これに付随する情報収集、相談、研修活動等で、実質的に540日以上の経験があること

要件2 組織運営管理等業務を3年以上経験している者

例示番号	内 容
1	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関する役員(登記上の役員で常勤の者)として従事している者(法人規模が分かるもの及び登記簿謄本(写)等を合わせて添付すること)

×・・・社員19名の会社の社長(アルバイトなどにより、20名になることもある)は不可

要件3 調査関係機関等で調査関係業務や経営相談を3年以上経験している者

例示番号	内 容
1	顧客の経営相談業務を主たる業務とする事務所に所属(3年以上)し、通算して540日以上、顧客の経営相談業務【注1】を担当している者(経営相談内容・実績を記載したものを合わせて添付すること)
2	調査会社の社員(3年以上)として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック又は公表等までの一連の調査業務に通算して540日以上携わり、調査や分析の手法に熟知している者(ただし、下記【注2】の業務は除く)(調査会社の概要が分かるもの、調査内容・実績を記載したものを合わせて添付すること)
3	NPOや任意団体の職員(3年以上)として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック又は公表等の実施までの一連の調査の流れに携わり、調査や分析の手法に熟知している者で、かつ、通算して常勤3年間(実日数540日以上)に匹敵する程度の業務経験のある者(ただし、下記【注2】の業務は除く)(調査内容・実績を記載したものを合わせて添付すること)

【注1】経営相談業務を担当する者とは、ある一定期間継続して、企業や団体等の組織運営や経営に関わる幅広い相談を行ってきた者とする。

×・・・「社会保険労務士・行政書士・公認会計士・税理士等の資格を有しその業務のみに専従している」場合は不可。

×・・・会計・財務の例月処理等の支援やISO認証取得の際の相談など、限定された分野だけでの相談業務は不可。

【注2】土地家屋調査、土地鑑定、地質・水質調査、測量、資産調査、探偵事務所での調査、興信所での調査

×・・・調査項目の作成や調査実施に携わっているが、集計・分析作業や顧客へのフィードバック資料作成までの業務には携わっていない調査会社の常勤職員は不可

×・・・調査項目の作成や調査実施に携わっているが、集計・分析作業や結果報告冊子作成までの業務には携わっていないNPO団体の会員は不可

×・・・自社製品開発のための調査(市場調査等)は不可

要件4 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者

例示番号	内 容
1	大学・短大・専門学校の常勤教員、非常勤講師、大学助手として週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健・経営分野の教育と研究に専念(3年以上)している者

☆教育、研究以外に本職を持っている者は、要件4では不可。

要件5 その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者

☆1～4の要件と同等の経験を有していると見なされる場合を要件5とし、認証・公表委員会で審査する。

例示番号	内 容
1	経験年数が3年に足りず、補足として、当該要件につながるのある他の要件が数年以上あり、2つの経験のつながりから能力の積み上げが推定できる例については、経験年数を合算し、3年以上と認められる場合がある(福祉分野の経験と経営分野の経験の通算は不可。)
例	福祉の学識経験者2年10ヶ月、福祉現場での指導員経験が2年ある者

×・・・福祉施設での指導員経験が2年10ヶ月、経営相談業務の経験が2年ある者は不可

2	通算して常勤3年間(実日数540日以上)に匹敵する程度、要件1と同様の業務に従事した経験がある者
---	--

評価者養成講習応募要件 1－1 に関する資格の範囲

1 医師	7 理学療法士	13 精神保健福祉士
2 歯科医師	8 作業療法士	14 保育士
3 薬剤師	9 社会福祉士	15 介護支援専門員
4 保健師	10 介護福祉士	16 訪問介護員【1】
5 看護師	11 言語聴覚士	
6 准看護師	12 栄養士(管理栄養士を含む)	

【1】ここでいう訪問介護員とは下記をさす。

- ・介護保険法の訪問介護員 1 級
- ・介護保険法の訪問介護員 2 級
- ・家庭奉仕員等講習会修了者（昭和 58 年～63 年に実施していたもの）
- ・障害者（児）ホームヘルパー養成講習修了者の居宅介護員 1 級
- ・障害者（児）ホームヘルパー養成講習修了者の居宅介護員 2 級
- ・障害者（児）ホームヘルパー養成講習修了者の居宅介護員 3 級

【2】上記以外の資格については、要件 5 として認証・公表委員会で審査するものとする。

社会福祉法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を經營する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を經營する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを經營する事業

三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を經營する事業

四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を經營する事業

五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を經營する事業

六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を經營する事業

七 授産施設を經營する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを經營する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

- 三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 障害者自立支援法附則 第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- 十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払

に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

介護保険法に規定される福祉サービス

指定・監督	区分	介護サービス	予防サービス
都道府県	在宅サービス	訪問介護	介護予防訪問介護
		訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
		訪問看護	介護予防訪問看護
		訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
		居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
		通所介護	介護予防通所介護
		通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
		短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
		短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
		特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
		福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
		特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
		居宅介護支援	
	施設サービス	介護老人福祉施設	
		介護老人保健施設	
		介護療養型医療施設	
区市町村	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	
		認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
		認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
その他	その他	住宅改修	介護予防住宅改修